



地域衛星通信ネットワーク担当課長会会則 の改正について

平成29年11月7日



一般財団法人 自治体衛星通信機構



改正案（修正案）の作成経緯①

1. 改正案（修正案）の作成に係る基本的考え方

- (1) 議決に関する規定を定めること
- (2) 会計に関する規定を定めること
- (3) その他、全体会議の意見を踏まえた修正を行うこと

2. 第5回幹事会（平成29年10月26日開催）で提示した修正案の概要

- (1) 議決について
 - ① 議決権は正会員が有する
 - ② 全体会議における議決事項は、決算の承認及び監事からの付議事項とする
 - ③ 全体会議は正会員の過半数、幹事会は幹事の過半数で決する
 - ④ 書面による採決規定を設ける（事業計画・予算・軽易な事項・急施を要する事項。いずれも正会員の過半数で決する）
- (2) 役員について
 - ① 会長・副会長は置かず、現行どおり幹事による合同運営とする
 - ② 監事の設置（職務・選任方法も併せて規定）
- (3) 会計について
 - ① 予算・決算の手続きを規定
 - ② 予算の拠出（分担金から繰出し）・会計年度（4月1日～翌年3月31日）
- (4) その他
 - ① 会則の変更手続きを規定（正会員の過半数の同意）
 - ② その他技術的な文言修正を実施



改正案（修正案）の作成経緯②

3. 幹事会における幹事意見（その後の調整も含む）

- (1) 事業計画・予算は課長会の運営上、重要事項であるので、全体会議における議決事項とすべき。
- (2) 採決の前提となる採決要件を規定により明確にすべき。（例）出席者の過半数、正会員の過半数 等
- (3) 全体会議の意見を踏まえ、課長会の事業から要望活動を削除してはどうか。
- (4) 全体会議の状況を踏まえ、議事等が保留扱いとされた場合において対応を行うことも念頭に、臨時会の規定を設けてはどうか。
- (5) 全体会議と幹事会の関係性を明確にする趣旨で、会議の規定を分けてはどうか。
- (6) 書面による採決は、議決要件を厳しくする等、厳格に実施すべき。
- (7) 会則の改正は重要事項であるので、全体会議の議決とし、議決要件を厳しくすべき。

2. 3を踏まえた修正の実施（今回の提示案に反映）

- (1) について：事業計画・予算を全体会議における議決事項とする。これに伴い、決算の承認を書面による手続きとする（P.3 2(2)参照）。併せて、会計年度を7月1日～翌年6月30日とする（P.4 3(3)・資料① P.4 2参照）。
- (2) について：採決要件を明確にする（P.3 2(3)参照）。
- (3) について：課長会の事業から要望活動を削除する（P.3 1参照）。
- (4) (5) について：会議の規定を全体会議と幹事会に分けて、所要事項を規定。臨時会の規定を全体会議の規定に明記（P.4 4(1)参照）。
- (6) について：書面による議決要件を、正会員の3分の2以上とする（P.3 2(3)参照）。
- (7) について：会則の改正を全体会議の議決事項とし、議決要件を、出席した正会員の3分の2以上とする（P.3 2(2)参照）。





改正案の概要①

(第5回幹事会を踏まえた修正)

1. 事業内容の見直し・・・ 全体会議の指摘を踏まえ事業内容の見直しを行う。
 - ・ 事業から国等に対する要望活動の実施を削除する (第3条第2号)

2. 議決規定の明文化・・・ 全体会議の指摘を踏まえ、新たに議決に関する諸規定を設ける。
 - (1) 議決権
 - ・ 議決権は正会員が有する (第4条第2項)
 - (2) 議決事項 (第6条第2項)
 - ・ 全体会議は、事業計画、予算、会則の改正及び幹事会からの付議事項について議決する。
 - (3) 採決に関する規定
 - ・ 全体会議は、会則の改正については、出席した正会員の3分の2以上、その他の事項は、出席した正会員の過半数、幹事会は出席した幹事の過半数の議決で決する (可否同数の時は議長が決するところによる) (第6条第6項・第7条第4項)
 - ・ 書面による採決要件を追加 (第8条) 決算の承認、輕易な事項、急施を要する事項。採決に当たっては、3分の2以上の議決で決する。





改正案の概要②

(第5回幹事会を踏まえた修正)

3. 会計規定の明文化・・・ 予算（決算）の独立会計化に伴い、新たに会計に関する諸規定を設ける。

(1) 監事職の設置及び職務等

- ・ 監事の設置（第5条第1項）、選出方法・職務（同条第3項）、幹事会への出席（第7条第5項）

(2) 予算・決算

- ・ 予算及び決算の手続きに関する規定を追加（第10条）

(3) 会計

- ・ 予算の拠出（第11条第1項）・会計年度（7月1日～翌年6月30日）に関する規定を追加（同条第2項）

4. その他

(1) 会議の位置付けをより明確にするため、全体会議（第6条）・幹事会（第7条）と分けて規定。なお、全体会議（臨時会）の規定を追加（幹事が必要と認めた場合に開催）（第6条第3項）。

(2) その他、技術的な文言整備を実施。



新旧対照表

(第1条～第4条)

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>地域衛星通信ネットワーク担当課長会会則（案）</p> <p>平成28年7月26日制定 平成29年 月 日一部改正</p> <p>（名称） 第1条 この会は、地域衛星通信ネットワーク担当課長会（以下「本会」という。）と称する。</p> <p>（目的） 第2条 本会は、地域衛星通信ネットワーク（以下「ラスコムネット」という。）の整備及び運用等について相互研究し、その改善を助長し、もってラスコムネットの適切な運営及び行政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（事業） 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 （1）<u>ラスコムネット</u>の整備、運用に関する情報の交換及び調査研究 （2）<u>一般財団法人自治体衛星通信機構理事長の諮問により設置される検討機関への参画</u> （3）<u>その他本会の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>（正会員及び準会員） 第4条 本会は、<u>ラスコムネット</u>利用分担金（以下「分担金」という。）のうち、均等割の対象となっている地方公共団体を正会員とし、地球局を設置し、<u>分担金のうち、応益割の対象となっている地方公共団体を準会員とする。</u> 2 <u>正会員は議決権を有する。</u></p> | <p>地域衛星通信ネットワーク担当課長会会則</p> <p>平成28年7月26日制定</p> <p>（名称） 第1条 この会は、地域衛星通信ネットワーク担当課長会（以下「本会」という。）と称する。</p> <p>（目的） 第2条 本会は、地域衛星通信ネットワーク（以下「ラスコムネット」という。）の整備及び運用等について相互研究し、その改善を助長し、もってラスコムネットの適切な運営及び行政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>（事業） 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。 （1）<u>地域衛星通信ネットワーク</u>の整備、運用に関する情報の交換及び調査研究 （2）<u>国等に対する要望活動の実施</u> （3）<u>一般財団法人自治体衛星通信機構理事長の諮問により設置される検討機関への参画</u> （4）<u>その他本会の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>（正会員及び準会員） 第4条 本会は、<u>地域衛星通信ネットワーク</u>利用分担金（以下「分担金」という。）のうち、<u>均等割を負担している地方公共団体を正会員とし、地球局を設置し、<u>分担金のうち、応益割を負担している地方公共団体を準会員とする。</u></u></p> |



新旧対照表

(第5条～第7条)

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(役員)</p> <p>第5条 本会に役員として幹事若干名及び監事を置く。</p> <p>2 幹事は別表に掲げるブロックごとに、分担金（均等割）を支出している都道府県の中から互選により選出し、本会の企画運営にあたる。</p> <p>3 監事は正会員の中から互選により選出し、本会の決算について監査を行い、その結果を全体会議に報告する。</p> <p>(全体会議)</p> <p>第6条 全体会議は定例会と臨時会とする。</p> <p>2 定例会は年1回の開催とし、次の事項について議決する。</p> <p>(1) 事業計画</p> <p>(2) 予算</p> <p>(3) 会則の改正</p> <p>(4) 幹事が必要と認めて付議した事項</p> <p>3 臨時会は、幹事が必要と認めた場合に開催する。</p> <p>4 全体会議の議長は、幹事の互選による。</p> <p>5 全体会議は、正会員の半数以上の出席により開催する。</p> <p>6 全体会議の議事は、次の規定により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(1) 第2項第1号及び第2号並びに第4号の議決 出席した正会員の過半数</p> <p>(2) 第2項第3号の議決 出席した正会員の3分の2以上</p> <p>7 正会員は、出席が困難であると認めるときは、その代理人を出席させることができる。</p> <p>(幹事会)</p> <p>第7条 第3条の事業の企画運営を行うため、必要に応じ第5条に掲げる幹事による幹事会を開催する。</p> <p>2 幹事会の議長は、幹事の互選による。</p> <p>3 幹事会は、幹事の半数以上の出席により開催する。</p> <p>4 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>5 監事は、幹事会に出席して意見を述べるができる。</p> | <p>(役員)</p> <p>第5条 本会に役員として幹事若干名を置く。</p> <p>2 幹事は別表に掲げるブロックごとに、分担金（均等割）を支出している都道府県の中から互選により選出し、本会の企画運営にあたる。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 会議は、全国会議及び幹事会とする。</p> <p>2 全国会議の定例会は、年1回開催し、幹事会は、必要に応じ開催する。</p> |



新旧対照表

(第8条～第11条)

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p><u>(書面による採決)</u> 第8条 次の事項については、書面を送付（電子媒体による送付を含む。）して賛否を求め、会議に代えることができる。</p> <p>(1) 決算の承認 (2) 軽易な事項 (3) 急施を要する事項</p> <p>2 前項の規定による採決は、正会員の3分の2以上で決するものとする。</p> <p><u>(オブザーバ)</u> 第9条 次の各号に掲げるものは、オブザーバとして、常時会議に出席させることができる。</p> <p>(1) 総務省自治行政局 (2) 総務省国際戦略局 (3) 総務省消防庁 (4) 全国知事会 (5) 全国市長会 (6) 全国町村会 (7) 全国消防長会</p> <p><u>(予算及び決算)</u> 第10条 本会の予算は、毎年度開始前に全体会議の議決を経て定め、決算は、毎年度終了後監事の監査を経て、正会員の承認を得なければならない。</p> <p><u>(会計)</u> 第11条 本会の運営に要する経費は、一般財団法人自治体衛星通信機構分担金からの拠出をもって充てる。</p> <p>2 会計年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。</p> | <p><u>(オブザーバ)</u> 第7条 次の各号に掲げるものは、オブザーバとして、常時会議に出席させることができる。</p> <p>(1) 総務省自治行政局 (2) 総務省情報通信国際戦略局 (3) 総務省消防庁 (4) 全国知事会 (5) 全国市長会 (6) 全国町村会 (7) 全国消防長会</p> |



新旧対照表

(第12条～第13条)

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(事務局) 第12条 本会の事務局は、一般財団法人自治体衛星通信機構内に置く。</p> <p>(雑則) 第13条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、その都度全体会議において決定する。</p> <p>附則 この会則は、平成28年7月26日から施行する。</p> <p>附則 1 この会則は、平成29年 月 日から施行し、平成29年4月1日から適用する</p> <p>2 平成29年度の事業年度は、第12条第2項の規定にかかわらず、平成29年4月1日から平成30年6月30日までとする。</p> | <p>(事務局) 第8条 本会の事務局は、一般財団法人自治体衛星通信機構内に置く。</p> <p>(雑則) 第9条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、その都度全国会議において決定する。</p> <p>附則 この会則は、平成28年7月26日から施行する。</p> |

